

弘前藩宝暦改革における「標符（通帳）」の形態について

—「宝暦七丁丑年五月 諸品通」と宝暦五年の米切手—

瀧 本 壽 史

はじめに

弘前藩の宝暦改革における標符は、広くは藩札の範疇に入り、領内に流通させることで金銀錢を藩庫に蓄え、困窮した財政を賄おうとして発行されたものである。ただし、藩札といっても一般の札のような紙片ではなく、史料上は「封内事実苑」宝暦六年（一七五六）十月一日条（弘前市立図書館蔵）などから、帳面仕立ての「通帳」であったとされる。

本年五月、それら標符関係史料との比較から、ほぼこの「通帳」の内の一種類と断定できる史料を見出すことができた。これまで、通帳の实物は発見されておらず、その実態に迫りにくかったことから、以下にその紹介を行い、あわせてその形態について、他の諸史料とともに、まとめてみることにした。

また、標符の形態を論ずるに当たっては、従来「標符」として諸書に紹介されてきた宝暦五年発行の米切手についても検討を加える必要がある。果たして「標符」と言えるものなのかという点も含めて、現在、筆者が確認できた一枚の米切手を紹介、検討することとした。

以上、本稿は、標符の形態を示す新出史料等の紹介を中心としたものではあるが、これによって従来の標符に関する議論に新たな素材を提供できるとともに、宝暦五年の大凶作をはさんで、藩の経済政策がどのように転換したのかについての見通しをも示しうるとを考えている。したがって、今後の弘前藩宝暦改革研究の前提としての、標符の形態に関する、現段階での「覚え書」として本稿をとらえていただければ幸いである。

本稿で扱う標符の形態に関わつての主な先行研究に、長谷川成一「弘前藩における藩札の史料収集と研究」（日本銀行金融研究所委託研究報告、一九九五年）、滝沢武雄『日本貨幣史の研究』（校倉書房、一九六六年）、雨森久衛『弘前藩の藩札』（ワープロ出版社、一九八六年）、肴倉弥八「旧津軽藩紙幣研究」『郷土誌むつ』第二号〜四号、一九三二—三二・三五年）などがある。標符の形態については、いずれも基本的に同じ史料を用いており、本稿によって補いうる点も多い。

なお「通帳」の読み方は、後述するように史料上「通」のみで出てくることが多く、歴史用語としてはその実態からも「かよいちよう」とすべきであるが、慣用的に「つうちよう」と読むことが多い。

一 「標符(通帳)」の形態と呼称

藩札の性格をもち、通帳として使用された標符の形態はどのようなものだったのだろうか。ここに写真で掲載した史料は、弘前市富栄の小嶋謙三氏所蔵のものである。同家は享保期に新田開発によって高杉組小嶋村(現弘前市富栄)を開村した豪農として知られ、代々長兵衛を名乗っている。宝暦期は四代目に当たり、同四年に御用達、同七年には大庄屋を勤めた家柄である(『青森県人名大事典』東奥日報社、一九六九年)。同家の文書群の中に一冊だけ紛れていたものを、縁戚に当たたる小嶋義憲氏(高照神社文化財維持保存会後援会事務局長)の案内で見出すことができた。表紙に「宝暦七丁丑年五月 諸品通」、表紙裏に「紙数廿式枚」とあり、袋とじの半紙に四行の野線が引かれている。大きさは縦二三、五cm横一六、五cmで縦帳。二つ折りの部分の下の方に一丁ごとに「老」から「二十」まで記載されており、表紙と裏表紙をあわせると二枚(二二丁)となる。一枚目には御運送役と御員数方の印が押され、この諸品通の固有番号と考えられる「数百十六番」と、同じくこの諸品通によって商品との引き替えが可能な総高を示す「銀老貫目也」の記載がある。紙数の「廿式」と銀高の「老」の部分、および各丁の綴じ目の部分に偽造を防ぐための印が押されている。「銀老貫目」のこの諸品通をもって品物の購入が行われたようであり、五月二十五日に、富田屋市郎兵衛から三匁三分で半紙老束、竹屋惣七から拾八匁で白と中形の木綿を老反ずつ購入している。価格と購入先のところに、店の印が押されて



一枚目表

表紙裏



表紙



一枚目裏

いる。このほか日付はないが、三河屋忠治郎から四匁八分で酒三升を購入している。購入はこの三件だけであることから、この諸品通は表紙にある宝暦七年五月分のものであり、一ヶ月ごとに諸品通が作成されていたと考えることができる。ただし、標符の発行は同年七月一日をもって停止されることから、六月の使用がなかったとも考えられる。またこの時期は、後述するように標符による経済的混乱が大きく、あまり使用されなかったことから、三件だけなのかもしれない。あるいはまた、日付が二十五日であることから、これ以前の購入品があったとすれば、この諸品通は五月における「百十六番」目ものなのかもしれない。これらに

ついては、この諸品通の持ち主の記載がないということと、「数百十六番」が何を表しているのかが、解決の糸口になると思われるが判然としない。なお、各購入先の商店では、該当する野に割印を押している。各商家において販売台帳を作成していたものと考えられる。

さて、この「諸品通」がいわゆる弘前藩宝暦改革において発行された「標符（通帳）」に該当するのかわからない点については、標符の形態および呼称に関わる諸史料の記載を見ていくことで明らかとなる。

「封内事実秘苑」宝暦六年十月一日条によれば、次のように「立紙経引」の帳面に、身分ごとに違った書き方となっている(①②③は便宜上、筆者が付した)。

十月朔日より知行・御切米共、諸品通帳ニ而被下候、尤翌丑年七月より通相止候而、正錢渡ニ成、右通之名目を標符と唱候、書様左ニ、但立紙経引、

① 高何百石 何之誰

俵ニ何百俵 代銀何貫何百匁 御運送役判

② 何拾何匁ハ 何屋某 老俵ニ付拾三匁ツ、 御員数方判

但売物不願

③ 米何百何拾俵 何組何村某 町屋ハ無高之標符、右は有米御蔵へ買上、一俵ニ付代銀拾三匁

代錢之書様御家中之通、表書ニ標符と有、

何組何十何番村 御運送役判

右標符之義、十二月中旬頃より諸品通帳と名目改、(後略)

御員数方判

①は藩士、②は町人、③は百姓に対するものである。『平山日記』（みちのく双書二十二集、青森県文化財保護協会、一九七九年）宝暦六年十月条にも、各身分ごとにほぼ同様の形式が示されており、いずれも豎帳で野を引き、表書きに標符と書いてあるとしている。そしてこの豎帳で買物をするときは、改革によつて一家業に限定された商家に行つて品物を購入し、その際、帳面には「一、何拾何匁 何屋誰 売物を不願」と記すとしている。また、『津軽偏覧日記』（弘前市立図書館蔵）同年九月条によれば、知行取藩士の俸禄（十一月から惣物成高）は通帳で渡すこととしているが（十二月から切米取も同様）、その通帳は半紙を二つ折りにして、片面に四通（四行）ずつ墨で野線を引き、表に標符と書き、中に、「米何石何斗何升何合、此代銀何百何拾何匁何分、御運送役判、御員数方判」と記載されているとしている。また、在方の者の標符は、米穀方に持参した米穀を銀高に換算し、藩士の標符と同様に記すこととあり、三書ともほぼ同様の内容であるとしてよい。町民については、いずれも「無高」の標符（通帳）となっている。

このほか、標符の一形態として「小通」という標符が通用した。現存しているものが見あたらないことから、諸史料から想定するしかないが、小額の標符のことで、日々の「小遣」用として用いられたようである。『津軽偏覧日記』（同前条）によれば、「標符本通之外」として「小通」があげられ、「日々小遣のため御員数方江標符持参致候得は、同所二而切分ケ小札ニし、是を小通と言」とある。寺社の初穂や布施、菓代、日雇銭の類を「切手形」で支払い、両替方で書き替えられた。標符から小通への切り替えは「銭六拾目之通ハ銭八分」とされた。

「封内事実秘苑」（同前条）では、物資不足のために少しづつしか購入ができないことから、「切通帳」というのができたとし、それを「日々小遣之為御員数方江持参候へハ、同所二而切分小札ニ致、是を小通共いふ」とある。標符を切り分けたのか、「切通帳」というのを切り分けたのか判然としないが、一枚ものの小札であることに違いはない。ただし『平山日記』（同前条）に、小遣にしたいときには、標符を切り替えて御員数方へ行けば、「何匁何分御員数方として横帳面の小冊出し候間、夫々にて」医者への菓代や諸職人への日雇銭の払い方に遣わす、とある。「横帳面の小冊」と「切通帳」とは同じものなのか不明であるが、先の宝暦七年五月の「諸品通」（小嶋家文書）を見る限り、豎帳の標符を切り分けて小札とすることは考えにくく、小札に切り分けるための横帳の切通帳があつた可能性もある。これを「小通」といったのか、小札となつたものを「小通」といったのかも含め、その形態は解明すべき点が多い。なお、「高岡靈験記」（弘前市立図書館蔵）の「乳井か立ル徳政却て邪政と相成事」の項に、次のような記載がある。

両替屋有て、此所にて切標符といふを仕出し、たとへ八百目の標符高之内、拾匁或ハ壹匁・式匁と小標符を出し、是を切標符といふ、是を以て寺社への布施或ハ俗家吉凶音信の樽代、或ハ日用手間賃等にも是を以てあたへて、一銭たりとも正銭つかひを停止し、一切の弁用、標符を以て通用なせり、（後略）

ここに見られる「切標符」の使い方、すなわち、小通⇨切通帳⇨切標符（小標符）とすれば、やはり「小通」は小札としていいのかもしれない。しかしながら、同書同項には「入用の品を調んとして、彼標符を以て其

廉々へ持参せハ、渡し方にて控帳に記し、両帳に渡したる印して、件の品を渡し」ともあり、少額の「小通」であつても「横帳面の小冊」である可能性は拭いきれない。

このほか「別段標符」というのが「封内事実秘苑」(同前条)に見える。品不足や売り洩りで、通常の標符ではなかなか購入できない状況でも、この「別段標符」であれば商品を販売してくれるという、極めて価値の高い信頼性のある標符である。「高岡靈驗記」の「足羽長十郎奢侈の事」の項には「別通」とあり、次のように記されている。

御郡内ケ様に困窮せる中に、乳井・足羽に因ミたる族ハ格別の施しに預かりて、正金銀を自由につかい、又ハ別通といへるを出来して、彼出入の面々へ是を送るに、此別通にてハ何品も調さるといふ事なし、足羽か徒貯置品物を員数方より差図を出して相渡し故也、此取扱藤岡三庵いたしたり、右別通をつかふ人別一々相知といへ共、ここに顕さず、是知行切米給分の外にして、また其品調達する事ハ、(御給分の標符に倍しける、(後略)

つまり、乳井・足羽一派が員数方を抱き込んで通用させた不正の標符である。乳井の政治を江戸の松平宮内少輔忠恒に訴えた、弘前耕春院の覚源の訴状の中にも「一、己に出入る者は金銀或ひハ別通と申すを遣し、己に疎きものハ困窮仕候事」(「高岡靈驗記」の「乳井か奸謀露頭の事」の項)とある。通常の標符と一見して区別がつく工夫がなされていたのかなど、その形態については今のところそれを示す史料がなく不明である。

次に、標符の名称についてであるが、これまで見てきたところから、標符以外に「通帳」「諸品通帳」の呼称があり、通用の違いによつて

「小通」「切通帳」「切標符」「別段標符」「別通」の使い分けがあつた。「切手形」は形態から見た呼称と考えられる。

「津軽徧覽日記」(同前条)では、知行取藩士に渡すのは「通帳」であるが、その表書きは「標符」であり、町在の標符は「諸品通帳」を名目として記されている。そして、宝暦六年十二月一日から米取藩士も知行取同様に標符で俸禄を受け取ることになったことから、「此時標符と申名目不宜由ニ而通帳と相改」めたとある。ちなみに「標符」の所見は、「国日記」宝暦六年十月二十九日条であり、知行の蔵渡しにともなつての標符渡しである。「封内事実秘苑」(同前条)には、藩士へは「諸品通帳」を渡しているが、その名目は「標符」であり、町民・農民のものも、表書きは「標符」だとある。そしてこれらは、十二月上旬頃から名目を「諸品通帳」に改められたと記されている。つまり、藩庁が設定したいわゆる標符機能をもつものを、総体として、また制度として呼ぶ場合は「標符」であり、同年十二月までは、堅帳の呼称も「標符」であり、表書きも「標符」と記されていた。そして十二月以降は「標符」の呼称は、制度的にも「通帳」となり、表書きには「諸品通」(もしくは「諸品通帳」か)と記されるようになったわけである。以後、法令等の公文書では「通帳」と記載され、その停止を申し付けた惣触においても「通帳相止候様申付候」とある(「国日記」宝暦七年六月二十九日条)。「標符」の呼称は宝暦六年十月から同十二月上旬までの短期間だったのである。そして「通帳」の名称を基本として、「小通」や「切通帳」という名称が使用されたのである。

さて、以上のような諸史料にみられる標符(通帳)の形態や呼称をも

とに、小嶋家文書の宝暦七年五月の「諸品通」を見てみると、弘前藩宝暦改革において発行された「標符（通帳）」と判断することができる。

年代からして、表書きは「諸品通」でよく、堅帳、縦罫が四本、御運送役と御員数方の印も押されている。ただし、小嶋家は大庄屋に任命された家柄であることから、この通帳はおそらく百姓身分のものとする事ができるが、「米何百何十俵」「何組何村某」「何組何十何番」（前掲「封内事実秘苑」）の記載がない。代銀の記載のみで米俵数を省略したのかも知れない。また「数百十六番」のみで組・村・人まで示し得たのかも知れない。あるいはまた、大庄屋固有の「通帳」の可能性もある。今後の重要な検討課題である。

二 宝暦五年の米切手

次に、宝暦五年の米切手について、若干の検討を加える。結論からいえば、この米切手を「米標符」と称する根拠はなく、標符の一形態として挙げることに無理がある。加えて、これを「米標符」と呼んだことが、これまでの標符の形態に関する議論を混乱させてきたものと考えている。ただし、以下述べるように、現状の史料数では、歴史的位置づけが極めて困難なのも事実である。

本稿末に、筆者がこれまで確認し得た二一点の写真もしくはコピーを掲載した。その記載内容を示したのが、「宝暦五年米切手一覽」である。このうち、滝沢前掲書にコピー4が、前掲雨森論文に写真1と3とコピー4が紹介され、検討が加えられている。滝沢氏はコピー4の史料を、

標符ではないが、裏に記載された宝暦七年十月二十日を期して札の発行が計画されていたとし、藩札発行の準備不足から、まず一年間は標符を用い、その後の準備が成り次第、本札を使用しようという意図が藩当局にあったとしている。しかし、裏に記載が確認できる一〇点の内、十月二十日のものが五点にのぼるものの、最も早い写真5は、まだ標符（通帳）が廃止される前の宝暦七年六月二十日となっている。また、写真4は九月三日である。完全に滝沢氏の見解を否定できるものではないが、標符（通帳）後に十月二十日を期してこの米切手を藩札として通用させようとした可能性は薄いと考えられる。

ところで、「米標符」なる用語が、原史料とともに紹介された最初は、「うとう」一七号（一九三七年）の口絵に「乳井貢発行の米標符」として掲載された、コピー4である。

ただし、これ以前から「米標符」の用語は着倉氏が前掲論文において使用している。同氏は乳井貢の主要な政策の中に、「米標符の発行」と「標符発行（藩札）」の二つの政策を入れている。後者は、これまでも述べてきたところの、宝暦六年九月十五日から発行された標符（通帳）であるが、前者は宝暦三年二月に発行したものを指している。その政策は、まず大坂商人からの借金を無廻米で三年間延期してもらい、さらに、領内に貯えられた米をもとにして、「米券」を発行して、大坂商人をはじめとする領外商人から金銭を取り集めようとするものであり、当時、不作にも関わらず領内に金穀ともに充満したということで「神策」と称された政策である（着倉前掲論文所収「村井家日記」「郷土誌むつ」第二号、七六頁）。『津軽藩旧記伝類』（青森県文化財保護協会編、みちの

宝暦五年米切手一覽

No.	表裏	記載内容	押印	所蔵先等
写真 1	表	米拾石右可相渡候蔵出差継可為勝手也 宝暦五亥年四月 ① 調方 調印 御用達中	景寛印	弘前市立図書館蔵
	裏	御印之表相渡候様被仰付候間追而相渡可申候 宝暦七丁丑年十月廿日 御運送役 運印		
写真 2	表	米拾石右可相渡候蔵出差継可為勝手也 宝暦五亥年四月 ② 調方 調印 御用達中	親口印	弘前市立図書館蔵
	裏	御印之表相渡候様被仰付候間追而相渡可申候 宝暦七丁丑年十月廿日 御運送役 運印		
写真 3	表	米拾石右可相渡候蔵出差継可為勝手也 宝暦五亥年三月 ③ 調方 調印 御用達中	景寛印	弘前市立図書館蔵
	裏	御印之表相渡候様被仰付候間追而相渡可申候 宝暦八戊寅年四月九日 高森三郎兵衛 印 野崎弥三次 印 竹内半左衛門 印		
写真 4	表	米拾石右可相渡候蔵出差継可為勝手也 宝暦五亥年四月 ④ 調方 調印 御用達中	景寛印	弘前市立博物館蔵
	裏	御印之表相渡候様被仰付候間追而相渡可申候 宝暦七丁丑年九月三日 御運送役 運印		
写真 5	表	米拾石右可相渡候蔵出差継可為勝手也 宝暦五亥年四月 ⑤ 調方 調印 御用達中	親口印	弘前市個人蔵
	裏	表書之米追而可相渡候仍而改被仰付置者也 宝暦七丁丑年六月廿日 御運送役 運印		
写真 6	表	米拾石右可相渡候蔵出差継可為勝手也 宝暦五亥年三月 ③ 調方 調印 御用達中	景寛印	弘前市個人蔵
	裏	御印之表相渡候様被仰付候間追而相渡可申候 宝暦八戊寅年四月九日 高森三郎兵衛 印 野崎弥三次 印 竹内半左衛門 印		
写真 7	表	米拾石右可相渡候蔵出差継可為勝手者也 宝暦五亥年三月 ⑥ 調方 調印 御用達中	景寛印	弘前市個人蔵
	裏	御印之表相渡候様被仰付候間追而相渡可申候 宝暦七丁丑年十月廿日 御運送役 運印		
コピー 1	表	米拾石右可相渡候蔵出差継可為勝手也 宝暦五亥年四月 ⑦ 調方 調印 御用達中	親口印	深浦町個人蔵
	裏	御印之表相渡候様被仰付候間追而相渡可申候 宝暦七丁丑年十二月八日 御運送役 運印		
コピー 2	表	米拾石右可相渡候蔵出差継可為勝手也 宝暦五亥年三月 ⑧ 調方 調印 御用達中	景寛印	深浦町個人蔵
	裏	(未確認により不明)		
コピー 3	表	米拾石右可相渡候蔵出差継可為勝手也 宝暦五亥年三月 ⑨ 調方 調印 御用達中	景寛印	青森市個人蔵
	裏	御印之表相渡候様被仰付候間追而相渡可申候 宝暦七丁丑年十月廿日 御運送役 運印		
コピー 4	表	米拾石右可相渡候蔵出差継可為勝手也 宝暦五亥年三月 ⑩ 調方 調印 御用達中	□□印 (親力)	「うとう」17号 口絵掲載(昭和12年 1月)
	裏	御印之表相渡候様被仰付候間追而相渡可申候 宝暦七丁丑年十月廿日 御運送役 運印		
参考 1	表	米七俵可相渡候蔵出差継可為勝手者也 天明六丙午年 午納 サ 八十八 米方 證印	廣豊印 □□印	弘前市立図書館蔵
	裏	(記載無し)		
参考 2	表	米式拾五俵右可相渡水火難存候也 津蔵 津軽蔵印	□□印 □□印	青森県立郷土館蔵
	裏	(記載無し)		

※ 上記の米切手の大きさは全て同じ タテ30.4cm ヨコ13.3cm
 ※ ①～⑩は各米切手の左上に記載された漢字。同じ番号は同じ漢字である。人偏と金偏のみ。

く叢書3、二二八頁、一九八二年、国書刊行会復刻)にも「両三年の間、上方廻米を御郡内に孕ませ、米切手を以て新に近国隣国より、金銀を才覚せしかば、貯一時に成たる」とある。肴倉氏はこの「米券」「米切手」を「米標符」と呼んだのである。つまり、宝暦六年九月発行の標符とは、基本的に内容の異なるものであった。この点については、滝沢氏も雨森氏も同じであり、両者を同様に扱うことはしていない。なお、このとき大坂にのぼって交渉を行ったのは、勘定奉行の釜沼景寛(兵左衛門)である。「宝暦五年米切手一覽」の押印の覽に「景寛」とあるのはこの人物である。

さて、ここで二つの疑問が生じる。一つは、なぜ「米標符」と称したのか。もう一つは、肴倉氏がいう宝暦三年二月発行の「米標符」は、果たして、「うとう」一七号口絵や本稿であげた米切手と同じなのかということがある。

前者の「米標符」については、管見の限り、史料上では確認できなかった。「標符」は乳井貢の造語とされるが、標符発行の三年以上前のこの時期、しかも「標符」の上に「米」を付けるだろうか。少なくとも、これ以後の史料にも「米標符」という言葉は見あたらない。後に発行された標符に引きつけられての、あるいは乳井の政策の趣旨を汲んで、米切手よりも米標符の方がふさわしいと解釈した結果、肴倉氏が使用した歴史用語だったのではないだろうか。

後者については、①宝暦三年のものが一点中一点もないこと、②すべて宝暦五年のものであり、同三年からこのときまで、前述の「米券(米切手)」の発行がなされなかったとは考えられないこと、③調方役

所から御用達中に出されたものであり、これを領外商人たちに出したとは考えられないこと、④米穀を担保とした先納切手は基本的に参考2の様式をとるが、宝暦五年の米切手はすべて参考1の出切手の様式であること、などの理由から、宝暦三年二月発行の「米券(米切手)」と宝暦五年のものとは違うものであると言えよう。従って、標符の形態の中には、出切手・先納切手いずれも含まれないものとすることができる。標符の形態は、あくまでも宝暦六年九月十五日の発行以降において考えらるべきである。宝暦五年の米切手および参考1・2の米切手はすべて同じ大きさ・紙質であり、しかも標符(通帳)に比定される「諸品通」(小嶋家文書)よりも大きい。この点からも、これら米切手(蔵米札)を標符の一形態とすることはできない。

それでは、本稿にあげた宝暦五年の米切手はいったい何なのだろうか。すでに上げた点もあるが、特徴を以下にまとめてみる。

- ① 作成年が宝暦五年三月と同年四月のみである。
- ② 米切手の表示内容量がすべて一〇石である。
- ③ 表左上の文字を除けば、全て同じ文言、同じ発給者、同じ受領者である。
- ④ 表左上の文字が同じものは(写真3と写真6)は、表裏とも全く同じである。
- ⑤ 裏面の年月日は、写真5を除けば、すべて標符廃止後のものである。
- ⑥ 裏面の宝暦八年のものは人名が記されてあるが、同七年のものは、すべて御運送役である。

これらの特徴は、一方でなぜそうなのかという疑問につながる。なぜ宝暦五年の三月と四月のものばかりなのか、標符廃止と関係があるのかなど、今後、検討を加えていく必要があるようである。ただ、少ない史料数ではあるが、筆者は現段階で次のような組み立てができるのではないかと考えている。「国日記」宝暦四年閏二月十五日条によれば、藩（調方役所）は領内の銀遣い、および江戸への「御国仕送」の実施に当たり、領内の富裕者から金銭を供出させ、引き換えに「米切手」を発行することにした。当然のこととして、その発行は農作業に入る以前であり、米の蔵出しは収穫後に設定される。そしてこれら一連の作業が御用達町人に命じられている。しかしながら、これは同年にすぐ実施されたわけではなく、この年は、それを実施するための準備に追われていた。

すなわち、既に、宝暦三年八月の御調方役所の設置にもなつて、藩内の有力商人である足羽次郎三郎と竹内半左衛門を調方御用取扱に任命し、従来の御用達町人をも調方役所の管轄下に置いたことに加えて、同四年六月十日に足羽次郎三郎を惣御用達に任命し、同二十九日に御用達町人らを運送手伝に命じて、足羽を頂点とした商人の組織化を図り、商人を統制下に置くこととした（「国日記」宝暦四年六月十日条・同年六月二十九日条）。銀遣いへの変更も、このような商人統制のもとになされた。

このような体制のもとに、翌五年の三月と四月に米切手が発行されたのである。発行者が調方であり、一連の政策を任された御用達が受領者となっていたのはこのためである。そして、受け取った御用達から領内の富裕者に、この米切手が金銭供出の代わりに与えられることになった

のである。一〇石に統一されたのは、蔵米札の表示内容量が、米の場合、普通米約一〇石か、その倍数、またはそれに相当する俵数で示されることが一般的だったからと思われる（雨森前掲書）。

しかしながら、この政策は、同年の大凶作によって、当初の目的を達成することなく、多くは調方・御用達の手元に残ることとなった。藩の政策は宝暦五年の大凶作に直面するに及んで、これまでの通貨改革・商人統制をさらに、領内の金銭・物資およびその流通を全面的に統制下におく強力な経済統制・金融統制の実施へと展開したのである。これが、翌六年九月からの標符（通帳）の発行だったのである。

ところが、その標符（通帳）発行がもとで、乳井は失脚。万事、改革以前に戻ることとなり、宝暦五年の米切手が再び活用されることとなったのではないだろうか。米切手の裏面に御運送役とあるのは、宝暦六年六月十五日に御用達町人が御運送役と改められていたからである（「国日記」同日条）。裏面の宝暦七年〜八年の月日が様々なのは、この時期の藩政の動向が、まだ不安定であったことの表れであろう。ただ、宝暦八年のものだけが人名となっているのは、この段階で、御運送役が廃止されていたからである。ここに記された三名は、宝暦四年十二月、当時、運送方としての働きがよいとして俵子二〇俵を下賜された者たちであり（「毛内有右衛門筆記」宝暦四年十二月条、弘前市立図書館蔵）、実質的には、これまで同様に運送役が果たしてきた仕事に当たっていたものと考えられる。

なお、小嶋家文書の「諸品通」は宝暦七年五月であり、この段階で標符（通帳）が確認されること、及び宝暦五年米切手の裏面の日付が宝暦

七年六月以降であることから、標符（通帳）の制度的廃止は同七年七月一日ではあるものの、実際は同年六月段階で標符（通帳）の発行は停止されていたと考えることができる。標符発行をはじめとする経済政策の推進者であった足羽次郎三郎が町預かりとなったのが、同年六月二十三日であったことからもうかがえる（『国日記』同日条）。この意味で、小嶋家文書の「諸品通」は、最後の標符（通帳）とすることもできる。

おわりに

以上、宝暦七年五月の「諸品通」（小嶋家文書）と、宝暦五年の米切手を紹介し、その形態に絞って確認できること、課題として残ることを、今後の研究材料として活用できるように「覚え書」として留めておいた。その中で、宝暦五年の米切手の在り方から、本稿で紹介した二つの史料が、宝暦五年の大凶作を挟んで、つながる可能性があることを指摘できた。つまり、宝暦四年時における米切手発行策の策定と準備↓同五年三月・四月に米切手発行↓同五年の大凶作により米切手策実施不可↓同六年九月からの標符（通帳）発行↓経済の混乱により同七年七月、標符（通帳）策廃止↓同七年六月以降の宝暦五年米切手の再利用策実施、という展開である。今回の史料をもとに、弘前藩宝暦改革における経済政策に関する議論を深めていければと考えている。

この時期の経済政策には、全国的にも様々な対応が見られる。その中でも弘前藩の標符の発行は、表面的には特異なものではあるが、江戸・大坂への廻米など、幕藩制的流通機構の中で考える必要があり、他藩の

政策と基底部分でつながっているという認識でとらえていくことが肝要である。宝暦五年の大凶作がこの政策に大きく関わっていることなどは、その意味で重要な視点である。

なお、今回提示したものと同様の史料が、今後見い出されることが十分考えられる。それによって、この「覚え書」が大きく変わる可能性もある。情報など、ご教示いただければ幸いである。

最後になるが、本稿作成にあたり、小嶋謙三氏、小嶋義憲氏、弘前市史編纂担当主幹 宮川慎一郎氏、福地金物建材店代表取締役常務 福地秀夫氏、弘前大学教授 長谷川成一氏には、史料や文献の御教示・御提供をいただいた。記して感謝します。

（たきもと・ひさふみ 青森県立郷土館主任学芸主査）



写真1 裏



写真1 表



写真2 裏



写真2 表



写真3 裏



写真3 表



写真4 裏



写真4 表

写真5 表



写真5 裏

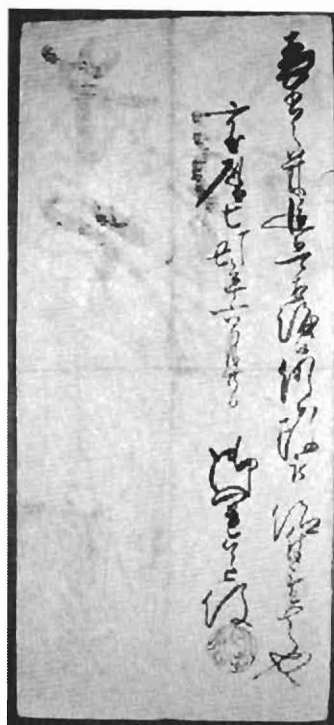


写真6 表



写真6 裏



写真7 表

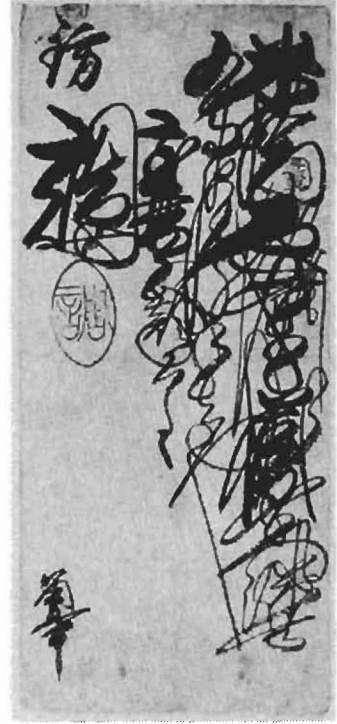


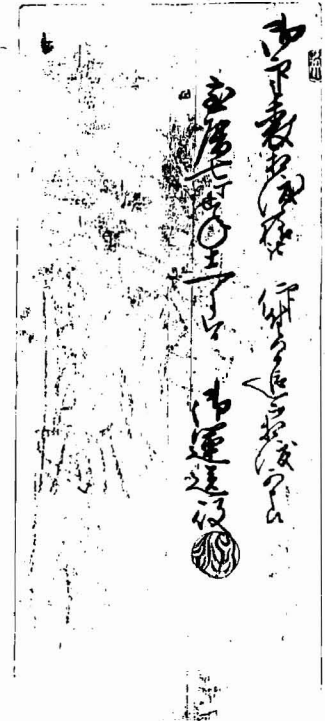
写真7 裏



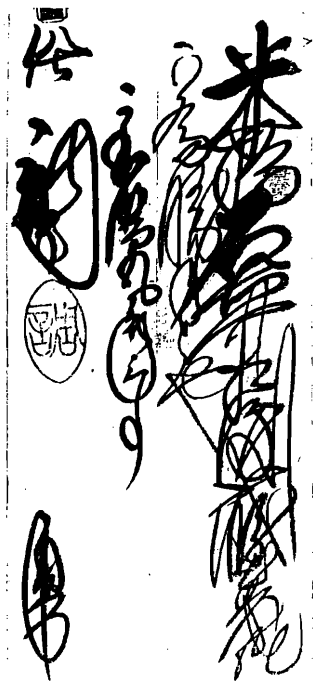
コピー1 表



コピー1 裏



コピ-2 表



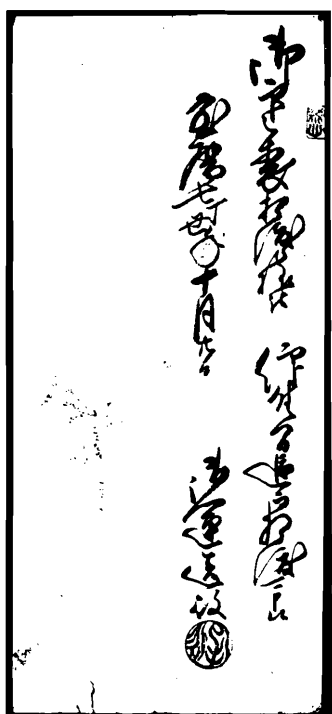
コピ-2 裏

(未確認)

コピ-3 表



コピ-3 裏



コピ-4 表



コピ-4 裏



参考1 (裏面記載なし)



参考2 (裏面記載なし)

